

## 平成28年熊本地震により被災された組合員・被扶養者の方へ

### <医療機関で受診する時に>

#### 組合員証等の再発行

被災により、組合員証・組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます）を紛失・汚損した場合は、再発行の申請をお願いします。

再発行の申請は所属所の庶務担当を通じて行いますが、所属所での申請が困難な場合は、直接、支部（厚生課共済担当）に対し申請を行うことができますので、所属所の担当者又は支部にお問い合わせください。

#### 組合員証等がない場合の受診

組合員証等がない場合であっても、医療機関の窓口で、氏名、生年月日、連絡先及び勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられます。

#### 一部負担金の支払の猶予

被災により、次の要件に該当する場合には、医療機関で支払う一部負担金（窓口負担）が猶予されます。

なお、支払の猶予を受けるためには、あらかじめ支部へ申請を行い、「一部負担金徴収猶予証明書」の交付を受ける必要があります。

#### 【要件】

被災時に、平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした組合員又は被扶養者（以下「組合員等」といいます）
- ② 死亡又は重篤な傷病を負った組合員等
- ③ 組合員の行方が不明である被扶養者

※ 医療機関等で受けた診療（「食事療養」及び「生活療養」を除きます）について、平成29年9月末まで徴収が猶予されます。

### ＜災害見舞金・被災見舞金＞

自然現象による天災、その他非常災害により、住居や家財に損害を受けた場合に、損害の程度に応じて災害見舞金・被災見舞金が支給される場合があります。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。

### ＜弔慰金・家族弔慰金＞

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡された場合には、弔慰金又は家族弔慰金が支給されます。

請求に基づき、支部において審査・支払いを行いますので、詳細は支部にお問い合わせください。